



相続税納税対策

税理士 廣瀬 裕

納税資金の準備として生命保険に加入する

生命保険というと、とかく年配の方々は、自分の命に値段をつけられるようで毛嫌いされるケースもありますが、遺族への生活保障と納税資金の準備、相続税の節税という見地からも、是非早急に取り組まれることをおすすめします。

契約形態

契約者	被保険者	保険金受取人	保険種類
被相続人	被相続人	相続人	終身保険等

手 法

相続税法上、生命保険金には法定相続人1人当たり500万円（改正案は300万円）が非課税になるという規定があり、数少ない相続税の非課税財産の中でも金額が大きく、かつ、税務署と見解の相違で争う危険性がほとんどないものとなっています。具体的には、非課税限度額というのは、500万円に法定相続人の数を乗じた金額であり、法定相続人が4人いる場合には2,000万円となります。

この場合の法定相続人の数には、相続放棄をした者も含まれますが、相続の放棄をした者や相続人以外の者には非課税の適用がありません。

つまり相続を放棄した者は、非課税の計算上の人数には含めませんが、自分自身はその非課税の適用を受けられないこととなります。

$$\text{受取保険金} - \text{生命保険金の非課税分}(500\text{万円} \times \text{法定相続人の数}) = \text{相続財産に加算される生命保険金額}$$

その他、かかってくる相続税分だけ生命保険に加入すれば、相続財産を丸々残すことも可能になります。

但し、加入した生命保険金も非課税分を超える部分は「みなし相続財産」として、相続財産に加えられますから、その分も考慮して保険金額を決定する必要があります。

生命保険の効果には相続財産額の大小にかかわらず大きいものがあります。現金で保持するよりも、生命保険にシフトすることも考えて下さい。

効 果

相続が発生した場合において、遺族が不動産等を処分（譲渡）して納税されるケースがよくありますが、相続税を納めるために譲渡所得税を納税する結果となり、手元に残る財産は激減することになります。このような場合に備える納税準備として、かつ、相続税の節税として、そして遺族の生活保障として役に立つのが生命保険であるといえます。

改 正 の 動 向

相続税法改正は、今回の消費税増税関連法案の中に盛り込まれていましたが、切り離されて年末の税制改正での協議事項と先延ばしされました。